

太田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第56号

太田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

太田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成17年太田市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「100分の121.5以上100分の205」を「100分の124以上100分の315」に、「100分の145.5以上100分の245」を「100分の148以上100分の375」に改め、同項第2号中「100分の110以上100分の121.5」を「100分の112.5以上100分の124」に、「100分の131以上100分の145.5」を「100分の133.5以上100分の148」に改め、同項第3号中「100分の98.5」を「100分の101」に、「100分の118.5」を「100分の121」に改め、同項第4号中「100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の109」を「100分の111.5」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和5年太田市条例第1号）第7条第1項の給料表の適用を受け

る職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するか
に応じ、次に定める割合

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の87.5以上100分の262.5以下
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の77.5
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の71以下

第23条の2第1項第1号中「100分の50.25」を「100分の51.5」に、「100分の60.25」を「100分の61.5」に改め、同項第2号中「100分の46.75」を「100分の48」に、「100分の56.75」を「100分の58」に改め、同項第3号中「100分の44.75」を「100分の46」に、「100分の54.75」を「100分の56」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。